

平成31年2月12日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成31年2月12日 午後3時00分
第一委員会室
- 2 閉会日時 平成31年2月12日 午後3時44分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	渋谷 健一	渡 健一郎
安武 正一	青柳 茂	井上 英二	

(2)欠席者

阿部 茂典

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	藤本耕次郎
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 議案第1号 農地法第3条(委員会)
- 議案第2号 農地法第5条(知事)
- 議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
- 議案第4号 非農地決定(案)について

午後3時00分開会

○事務局長() 皆さん、こんにちは。

現地確認、大変お疲れさまでございました。平成31年第2回定例農業委員会を開催させていただく前に、出席委員の確認をさせていただきます。本日の出席委員は19名でございます。

委員が別の公務のために欠席の連絡をいただいているところでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることをまずは御報告を申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については、会長にお願いをするところでございます。

あと1点、皆様方におわびを申し上げたいと思います。議案書の差しかえでございます。申しわけありませんが、議案書を御準備いただきたいと思います。議案書の議案第3号でございます。ページ数でいきますと、議案書の26ページ、基盤法第19条に関する議案でございます。申請番号2の131でございます。もう一度申し上げます。議案書の26ページ、議案第3号基盤法第19条に基づきます申請番号2の131でございます。

こちらの譲り渡し人の方でございますが、亡くなられておりまして、本日確認をさせていただきましたところ、相続人でありまして、さんが譲渡人になるという確認をいただいているところでございます。

委員の皆様方には、ただいまから差替の資料を、26ページだけでございますがさせていただきます、御審議をしていただきたいというふうに思っております。ただいまから、26ページについてのみ、議案書の差しかえの資料を配付をさせていただきますというふうに思っております。皆様方におかれましては、大変御迷惑をおかけしました。大変失礼いたしました。

事務局からは、以上でございます。ここからの進行は、会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（君） 皆さん、こんにちは。現地視察、どうもご苦労さまでございます。

御存じのとおり、天気も大変寒い日もあれば、ぬくい日もあるということで、十分体に気をつけてもらって、これから先の、今から農繁期入っていきますので、十分気をつけてもらって、農業に励んでもらいたいと思います。

また、農地法もいろいろ変わっております。その辺も気をつけながら、今後、農地を適正にやっぱり見て守っていかにかいかんと思っていますので、また、御協力のほどよろしくお願い致します。どうも。

では、ただいまから、平成31年第2回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（君） では、2月の議事録署名人を高原委員と中野委員さんでお願いいたします。

○議長（君） では、議案に入らせてもらいます。

日程 1、議案第 1 号農地法第 3 条、案件番号 2 の 2 2、事務局、説明お願いいたします。

○係 () それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請、番号 2 の 2 2 について御説明いたします。

議案書の 1 ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を兄弟間の贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。譲受人は、年齢 67 歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約 45 年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、イチゴ及び観葉植物を栽培していらっしゃいます。所有の農機具等でございますが、軽トラック、フォークリフト、ショベルカーを各 1 台、暖房機を 3 台所有していらっしゃいます。

続きまして、申請地の位置図の御説明をさせていただきます。

議案書の 2 ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、県道米多比谷山古賀線、薬王寺温泉入口交差点の西側に位置します、こちら 3 筆、「・」を打っております 3 筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

現在、こちらの 2 ページの図面上は、 番の につきましては、農業用施設が建っている図面となっております。また、同様に 番の についても、こちら農業用施設が図面上は示されておるところでございますが、現在、こちらのハウスにつきましては、全て撤去をされていらっしゃいますので、こちらにつきましては、今後、農地として野菜及び果樹を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、3,954 平米で、今回の申請地、1,685 平米を合わせますと、5,639 平米となり、50a 要件を満たしております。あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (君) ありがとうございます。ただいま、事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら——何かないですか。

基本的にこの案件は親族間の贈与ですから、問題ないと思いますが、採決とらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (君) では、農地法第 3 条の議案番号 2 の 2 2 に対して賛成されます方は、農業委員さんの方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13/13名]

○議長 (君) 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく、農地法第3条の案件番号2の23、事務局、説明お願いいたします。

○係 (君) それでは、農地法第3条の許可申請、番号2の23について、御説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人が申請地を生前贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。譲受人の年齢は62歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約40年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、軟弱野菜を作付していらっしゃいます。所有の農機具等でございますが、トラクター及び軽トラを各1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんください。

今回の申請地は、青柳にあります石瓦公民館の北側に位置します「・」を打った1筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

現在、畑として野菜を作付されていらっしゃいますが、今後も同様に野菜を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万1,939平米で、今回の申請地434平米を合わせますと、1万2,373平米であり、50a要件を満たしております。あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (君) ありがとうございます。ただいま、事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。

この案件も親子間贈与ということで問題ないと思いますので、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (君) では、案件番号2の23に対して、賛成されます農業委員さんの方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13/13名]

○議長 (君) 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きます、日程2番で、議案番号第2号農地法第5条の案件に関して、事務局、説明お願いいたします。

○係（ ） それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、番号2の16について、御説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成30年12月期農業委員会にて議案上程をいたしまして、農業委員会で許可相当と判断されましたが、1月期の農業委員会にて、申請者、譲受人が妻にかわるということで、一旦、取り下げをさせていただいた内容となっております。こちらの2の16について、同様に、今回、2月期の委員会に議案上程されたものとなっております。

なお、こちらに添付しております5ページの位置図及び6ページの計画図、また7ページの縦横断面図については、今回変更はございません。

また、今回、改めまして申請者が変わることにより、区域委員さんの署名捺印及び水利承諾書の提出がっておりますので、水利承諾書の提出については、読み上げをさせていただきます。

1、北側水路は農業用水路であるので、酒ケース等の飛散がなきようフェンス等の処置をすること、2、水路へ事業による排水は農作物に障害が起こることがなきようにすること 以上2点の条件を付されまして、平成30年11月19日付の書面で提出がっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら——ないですか。（「もう前回説明しておりますから」と呼ぶ者あり）そのままいきます。（「そのまま。ただ名前がかわっただけで、現地調査ももう終わっております」と呼ぶ者あり）わかりました。

そういうことで、何かあればあれですけど、何もなければ採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条の申請番号2の16に対して、賛成されます農業委員さんの方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きます、農地法第5条、申請番号2の17、事務局、説明お願いいたします。事務局。

○係（ ） 議案第2号の2の17の説明に入ります前に、今回、2の17及び2の18については、切り離せない関連性がございましてことから、2の17及び2の18について、あわせて御説明をさせていただき、採決はそれぞれ2の17、2の18別々をお願いしたいと思

いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（ 君） ようございます。

○係（ ） ありがとうございます。

それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請番号2の17及び2の18について、御説明をさせていただきます。

まず、2の17の部分でございますが、今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で賃貸借契約を行い、幼稚園の駐車場に転用するという内容でございます。また、2の18につきましては、申請人が同様に農地法第5条の申請で賃貸借契約を行い、2の17の転用のための一時転用といたしまして、一時駐車場に使用したいという内容でございます。

それでは、位置図の御説明をさせていただきます。

議案書の8ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、古賀市米多比にございます米多比児童館の南東に位置します、番号2の17と書いた部分が駐車場への転用、番号2の18と書いた部分につきましては、1筆のうちの148平米の転用、こちらの2件となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

2の17及び2の18につきましては、北側は河川による分断、南側は宅地、他地目による分断、西側には一部農地の広がりがございますが、段差及び他地目による分断、東側にも一部農地の広がりがございますが、同様に他地目による分断があり、10ha未満の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。

議案書の9ページをごらんください。

こちらが2の17についての駐車場に関する計画が示されておるところでございます。こちらの図面は右側が北側となっております。乗入口につきましては、東側1カ所からとなっており、4区画の駐車場をつくる計画となっております。また、駐車場部分には杭打ち、縄張りをする計画となっております。南側境界につきましては、既設ブロックがございますが、西側宅地との境界には、杭打ち、縄張りを行う計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては水勾配を設け、北側に新設するU字溝に排出する計画となっております。次に、汚水及び雑排水でございますが、今回は駐車場のため発生いたしません。

次に、2の17の切土及び盛土について御説明をさせていただきます。

議案書の10ページをごらんください。

今回、A—A'断面及びB—B'断面で示されておるところでございますが、今回の申請につ

きましては、表土すき取りの上、転圧をかけ砂利敷をする計画となっておりますことから、切土についてはおおむね5 cm未満、また盛土については発生いたしません。

次に、申請番号2の18の計画について、御説明させていただきます。

議案書の11ページをごらんください。

こちらには、今回の工事に伴う一時駐車場の図面が示されておるところでございます。こちらの図面に関しましても、皆様のお手元の資料、議案書の右側が北側となっております。

まず、乗入口に関しましては、東側1カ所からとなっております、今回、一時転用部分以上の面積を取り込まないようにするため、先ほど、現地でも御確認いただいたと思いますが、杭を打っておるところでございます。

それでは、雨水及び雑排水関係について、御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、現況で水勾配がございますので、同様に、自然流下する計画となっております。次に、汚水及び雑排水関係でございますが、今回、先ほどの2の17と同様に、一時駐車場のため汚水及び雑排水は発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。

今回は、現況どおりに使用するため、切土及び盛土は発生いたしません。

最後に、地元の水利承諾書について御説明をさせていただきます。

まず、5の17については、こちらは条件付承諾ということで、2点の条件が示されておりますので、読み上げをさせていただきます。

1、申請地の北側に面する水路については、申請地からの雨水が流入しやすいようボルト固定式グレーチングを設置すること、2、申請地の西側に隣接する宅地についても、申請地と一体的に利用が予定されているが、古賀市においては、大雨時の水害の危険性が指摘されている。このため、当該宅地北側に面する水路に敷設してある既存の塩ビ管を撤去するとともに、その部分についても1項に記載したボルト固定式グレーチングを延長し設置すること 以上、2点の条件が付されております。また、2の17につきましては、無条件承諾となっております。こちら、それぞれ平成31年1月22日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。事務局。

○事務局長（ ） ただいまの説明の中で、誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。水利承諾書の説明のときに5の17というふうに説明をさせていただきましたが、正しくは2の17の誤りでございます。訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明終わりましたので、まず、2の17から審議したいと思いますが、何か御質問がありましたら。

○委員（19番 君） ただいま事務局の説明がありましたけども、補足をさせていただきます。

地元の農区では、1月の19日と2月の8日に開発委員会を開催しまして、現場確認とそれから開発委員による協議を行っております。今回の申請につきましては、近隣の 幼稚園の従業員の駐車場ということで、その申請が上がってきたわけでございます。申請地の所有者の自宅の庭が駐車場代わりに使われていたということもありまして、地元委員につきましては、やむを得ないというふうに考えているところでございます。

開発条件につきましては、申請地の北側に接する水路、これが結構、大雨のときに水量が多くなるということもございまして、ボルト式の固定式グレーチングをお願いしたいということで条件付けをいたしたところでございます。

それからまた、この申請地のすぐ横の西側の土地、これは宅地でございますけども、この部分も駐車場として利用するということもございまして、雨水時の対応ということもございまして、この水路につきましても、土砂が堆積していたということもございまして、浚渫を要望したというところでございます。

なお、今回の申請につきましては、賃貸借ではございますけども、5条申請で上がっております。借り主のほうに工事等の負担をするというところで、5条申請が上がっております。

以上で、条件事項を満たした図面が提出されましたので、農区長の署名捺印が押されております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（ 君） ありがとうございます。区域委員さんの説明が終わりました。何かありましたら。現況見たら問題ないような場所と思います。そういうことで、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、まず1番に議案番号2番、5条の申請番号2の17から採決とりたいと思いますが、賛成されます農業委員さん挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

続きまして、同じく番号2の18に対して、賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第3号議案、基盤強化促進法第19条、農地利用集積計画の公告で、案件番号は2の105から2の142番まで、事務局、説明お願いいたします。

○農政係（ ） 議案第3号の説明に入ります前に、今回、申し出の中で、 会長、 委員、 委員、 委員、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 会長、 委員、 委員、 委員、 委員 退席〕

○農政係（ ） また、 会長が一時退席となりますので、その後の進行につきましては、 副会長、お願いしてもよろしいでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農政係（ ） ありがとうございます。

それでは、説明に入ります。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。今回、新規で25件と更新が14件っております。また、1件、中間管理事業での権利設定がっております。

それでは、利用権設定、新規申し出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

申請番号2の105、所在、久保屋敷田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積856平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、2の106、所在、米多比八龍、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,821平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年3月1日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

申請番号2の107、所在、川原瓦田、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、面積924平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の108、所在、青柳村中、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が4筆、合計面積2,638平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

申請番号2の109、所在、川原五毛、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆。川原福王、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積1,788平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の110、所在、筵内久保田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、久保本反町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積1,968平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成31年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

申請番号2の111、所在、新原水上、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が2筆、合計面積2,761平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の112、所在、筵内森ノ前、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積849平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

申請番号2の113、所在、青柳町笹川、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が5筆、合計面積3,353平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の114、所在、青柳町辻ヶ鼻、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積753平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

申請番号2の115、所在、青柳町中溝、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積998平米。貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。平成31年2月13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の116、所在、青柳町中溝、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積604平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

申請番号2の117、所在、青柳町中溝、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,602平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成

34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の118、所在、青柳町中溝、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が5筆、合計面積2,925.79平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

申請番号2の119、所在、川原原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、青柳町原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が3筆、合計面積4,586平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

申請番号2の120、所在、川原福王、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、青柳町原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積1,888平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の121、所在、川原原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、青柳町原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計面積2,929平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

申請番号2の122、所在、青柳町原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計面積1,186平米。貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。平成31年2月13日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の123、所在、米多比熊本、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積2,597平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

申請番号2の124、所在、小山田シゲジ、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、小山田瀬戸、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計面積5,986平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の125、所在、新原柴原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が4筆、合計面積2,870平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月

13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

申請番号2の126、所在、新原柴原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が5筆、合計面積1,655平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成34年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の127、所在、筵内前田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計面積3,061平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

申請番号2の128、所在、久保蓮町、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が2筆、合計面積1,049平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成31年12月末までの解除条件付での貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2の129、所在、久保蓮町、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が2筆、合計面積1,070平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年2月13日から平成31年12月末まで、解除条件付での貸し借りとなっております。

申請番号2の128、2の129について、解除条件を付した誓約書の提出がっておりますので、読み上げさせていただきます。

誓約書、今般、下記物件に対し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行うに当たり、農地の受け手として、下記の事項を忠実に履行することを誓約いたします。1、当該地について、周辺農地の農業場の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせないように適正に利用します、2、地元水利組合との話し合いには必ず参加し、他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的な農業経営を行います、3、当該土地の利用状況について、毎事業年度の終了時に古賀市が定める様式により報告いたします、4、上記に違反した場合は、農地の貸し手による契約の解除及び古賀市による勧告に従います。平成31年1月25日、XXXXXXXXXX。

議案書の25ページ、申請番号2の130から33ページの申請番号2の143まで、更新のため説明は割愛させていただきます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

申請番号2の142、こちらにつきましては、中間管理事業での権利設定となっております。所在、筵内曲り渕、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、筵内後畑、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、合計面積1,209平米。貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年6月16日から平成34年6月9日までの貸し借りとなっております。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員及び近隣の区域委員の署名捺印をいただい

ておりますことから、市にて受理しております。御審議お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。何か質問がありましたら——ないようでしたら、採決とらせてもらっていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号、基盤強化法第19条につきまして、賛成されます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10/10名〕

○議長（ 君） 全員挙手。議案第3号につきましては、承認されました。

〔 会長、 委員、 委員、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） では、議案に入らせてもらいます。

日程番号4番、議案第4号の非農地決定（案）について、事務局、説明お願いいたします。

○係長（ ） それでは、議案第4号、非農地決定（案）について御説明をさせていただきます。

まず、非農地決定につきましては、皆さん、農業委員さんに農地パトロールをしていただいた結果、B区分、再生の見込みがないと判定されたB判定の農地につきまして、各農区及びその所有者に意見を伺いまして、農地としないとしても問題はないと言われた分について、農業委員会について非農地決定をしていくというもので、昨年度から取り組みをさせていただいておるものです。

今回、議案として上げさせていただいているものにつきましては、35ページをごらんください。

今回、登記地目、畑の筆数5筆、登記地籍合計3,879平米について、農地法第2条第1項の農地に該当しないということについて、農業委員会の議決を求めるものでございます。前回の農業委員会、1月期の農業委員会におきましても非農地決定をさせていただいておりますが、前回の締め切りに間に合わなかった分について、今回5筆分を上げさせていただいているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたが、何か御質問ありましたら——何かないですか。

○委員（8番 君） 事前審査会の折に、 委員のほうから提案があったわけですが、私どもこの5筆と言われても、どの場所が非農地決定通知の地域なのかわからないわけですが、そういうことがわかるようなことはできないものですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 今いただきました御意見につきましては、次年度より反映させていただきたいというふうに考えております。その手法につきましては、また個人個人にコピーを配るものか、張り出すものかとかいうのは、農地利用研究会とも打ち合わせをさせてもらって、最適な方法でわかりやすいような形で議案を提示させていただきたいというふうに考えておりますので、今回につきましては、ちょっとこのままで御容赦いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（ 君） ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

何かほかに何か——何もなければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第4号非農地決定について、賛成されます方、農業委員さんの挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

午後3時44分閉会
